

平成24年(ワ)第328号 志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外119名

被告 北陸電力株式会社

## 第2準備書面

( 認 否 )

平成24年12月5日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

原告らは、答弁書「第3章 被告の主張」に対し、以下のとおり認否を行う。

第1 「第1 被告の主張の概要」に対する認否

認否の必要を認めない。

第2 「第2 差止請求の根拠と主張・立証責任」に対する認否

1 「1 環境権に基づく差止請求」に対する認否

争う。

2 「2 人格権に基づく差止請求」に対する認否

争う。

3 「3 差止請求の原則に従った主張・立証責任」に対する認否

争う。

そもそも、訴状及び本準備書面に於いて後述の通り、被告において、原発が安全であることを具体的に主張・立証すべき立証責任を負っている。

4 「4 本件原子力発電所の危険性について具体的主張がないこと」に対する  
認否

否認ないし争う。

原告らは、人格権及び環境権を侵害する具体的危険性がある事実について、十分に主張している。

第3 「第3 被告及び本件原子力発電所」に対する認否

1 「1 被告」に対する認否

認める。

2 「2 本件原子力発電所」に対する認否

(1) 「(1) 本件原子力発電所の概要」に対する認否

ア 「ア 本件1号機」に対する認否

認める。

イ 「イ 本件2号機」に対する認否

認める。

(2) 「(2) 本件原子力発電所の建設経過の概要」に対する認否

ア 「ア 本件1号機」に対する認否

設置許可日、建設着工日及び営業運転開始日は認めるが、その余は不知。

イ 「イ 本件2号機」に対する認否

設置許可日、建設着工日及び営業運転開始日は認めるが、その余は不知。

3 「3 本件原子力発電所の構造」に対する認否

(1)記載内容は、概ね認める。もっとも、原子力発電と火力発電とは、前者が放射性廃棄物を必ず生み出す点で大きく異なり、我が国では現在のところ、放射性廃棄物を処理する技術を確立できていない。

(2)記載内容は、概ね認める。

#### 第4 「第4 本件原子力発電所の安全性」に対する認否

##### 1 「1 原子力発電所の安全性に関する判例の考え方」に対する認否

第1段落は、人格権が侵害される具体的危険性の有無が「主要な争点」となるとの限度で認める。

第2段落は、認める。

第3段落ないし第7段落は、否認ないし争う。

被告は、絶対的安全性が否定されているとして、福島第一原発事故以前の裁判例等を引用して縷々述べるが、ここで検討されなければならない「原発の安全性」は、福島第一原発事故以後の我が国の社会においてのものであることを指摘する。

加えて、被告は、最高裁判所第1小法廷平成4年10月29日判決・民集46巻7号1174頁が絶対的安全性を否定している主張する。しかしながら、被告の主張は、同判例が、原発の安全性について、万が一にも過酷事故が発生する事を許さない旨述べていることを看過しているものである。

##### 2 「2 本件原子力発電所における安全確保対策」に対する認否

###### (1) 「(1) 原子力施設の安全規制の体系」に対する認否

原子炉施設の安全規制を定める法律に、原子炉等規正法、電気事業法等があること、原子炉施設の安全規制が段階的安全規制の体系を採用していることは認め、その余は知らないし否認する。

最新の科学的知見が活用されてこなかったことは、福島第一原発事故後の専門家会議等で明らかとなっている。

また、福島第一原発は、国が定めた各種審査指針類を基準とした審査をクリアして設置、許可され、運転段階でも技術基準を維持していると認められ

ていたにもかかわらず、地震発生後に核燃料を「冷やす」ことも、放射性物質を「閉じ込める」ことも失敗したものであり、現行の安全規制体系はでは原発の安全性が確保されないことは明らかである。

(2) 「(2) 自然的立地条件下における安全確保」に対する認否

ア 「ア はじめに」の項

第1段落の第1文は一般論としては認め、第2文は否認する。第2段落は、経緯としては認める。第3段落は不知。

イ 「イ 地盤」の項

(ア)は不知。

(イ)は不知。

(ウ)の第1段落乃至第3段落は不知。第4段落は否認ないし争う。第5段落は、被告が指摘する内容の裁判例が存在するとの限りで認める。

被告は、本件敷地には薄い弱層であるシームが認められ、これらは耐震設計に考慮すべき活断層ではないと主張する。しかし、これらは活断層であり、被告は断層評価を明らかに誤っている。また、被告が指摘する志賀1号機運転差止訴訟第一審判決の判示部分は、これらが活断層であると正當に評価しなかったもので、この部分については不当な内容である。

(エ)は、いずれも不知ないし争う。

ウ 「ウ 地震・津波」の項

(ア)の第1段落は否認、第2段落は不知。

被告は、地震が原発事故の誘因とならないために、原発がその建設時点で合理的に想定されるいかなる地震力にも耐えうるよう設計・建設される必要があると主張する。しかし、訴状記載のとおり、想定すべき地震は合理的範囲内ではなく既往最大の地震であり、本件原発はこれを想定していない。また、建設時点で想定した基準さえ満たせば足りるかのような主張は、建設後の知見を無視するもので極めて不当である。

(イ)の第1段落は一般論として認め、第2段落は不知、第3段落は争う。

被告は、津波が原発事故の誘因とならないために、津波による水位上昇が原発施設に損傷を与えるおそれがなく、津波により水位低下した場合でも原子炉補機冷却海水計へ取水できることが必要であり、本件原発はいずれの見地からも十分な安全性を有していると主張する。しかし、訴状記載のとおり、想定すべきは既往最大の津波である必要があり、本件原発はこれを想定していない。

(3) 「(3) 運転時における被ばく低減対策」に対する認否

ア 第1段落は知らないし否認する。

イ 第2段落のうち、志賀原発から放出する放射性物質の放射線による周辺公衆の実効線量を評価していることは認め、志賀原発の運転に伴って環境へ放出される放射性物質からの放射線による周辺公衆の実効線量が年間で最大0.018ミリシーベルトと評価されていることは不知、志賀原発において運転に伴って環境へ放出する放射性物質の量を十分低く抑える対策を講じていること、周辺公衆の安全は十分に確保できることは否認ないし争う。

被告は、志賀原発から放出する放射性物質の量及び当該放射性物質によって被ばくする周辺公衆の影響について、それぞれ「十分」低く、「十分」安全などと安易に主張しているが、仮に、しきい値のない低線量被ばくの影響を十分に認識しているならば、いかなる低線量の被ばくであっても、「十分」などと安易に主張できないはずであり、当該主張は、被告が放射線被ばくによる健康被害を軽視している証左である。

(4) 「(4) 事故防止対策」に対する認否

ア 「ア はじめに」に対する認否

被告が各対策を講じているとの主張は否認ないし争う。

また、被告が主張する多重防護の概念が不明確であるため、別途、釈明

を求める。

なお、福島第一原発事故によって、被告が主張する多重防護の考えに立った事故防止策をもってしても、放射性物質の環境への大量放出を防止することができないことが明らかになった。

イ 「イ 異常発生防止対策」に対する認否

(ア) 「(ア) はじめに」に対する認否

第1文は認め、第2文は否認ないし争う。

(イ) 「(イ) 原子炉の安定した運転の維持」に対する認否

a 「a 固有の安全性、自己制御性」に対する認否

知らないし否認する。

b 「b 原子炉の安定的な制御」に対する認否

第1段落記載の事実については一般論としては認め、第2段落以降の記載事実は、知らないし否認する。

c 「c 日常点検、定期点検」に対する認否

第1段落及び第2段落記載の事実について、不知。

第3段落について、一般的に、定期点検が原子力発電所において行われていることについては認めるが、その余は不知。

第4段落記載の事実について、不知。

第5段落について、訴状記載の事故が発生したことはその通りであるが、その余は否認ないし争う。

(ウ) 「(ウ) 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性の確保」に対する認否

第1段落記載の事実について、不知。

第2段落記載の事実について、「安全上の十分な配慮をしている。」

との点は否認ないし争い、その余は不知。

第3段落記載の事実について、不知。

(エ) 「(エ) タービン系の配管の減肉防止対策」に対する認否

不知。

(オ) 「(オ) 使用済燃料の貯蔵の安全性確保」に対する認否

第1文について、本件原子力発電所において使用済燃料が同所に設けられた使用済み燃料プールに貯蔵されていることは認め、その余は不知。

第2文について、「十分な水深を確保し」との点は否認ないし争い、その余は不知。

第3文について、不知。

第4文について、否認ないし争う。志賀原発に設けられた使用済燃料貯蔵プールに住民の生命、身体、財産等に対する現実的な危険性があることは、訴状記載（訴状46頁12ないし47頁24行目）のとおりである。

ウ 「ウ 異常拡大防止対策」に対する認否

(ア) 「(ア) はじめに」に対する認否

第1段落中、「十分な」対策を講じているとの点は、否認ないし争う。

その余は、一般論として認める。第2段落は、不知。

(イ) 「(イ) 異常発生を検知」に対する認否

第1段落中、「早期かつ確実に検知する」との点は、否認ないし争い、その余は、認める。

計測制御装置があるからと言って、異常の発生を早期かつ確実に検知することができるとはいえない。

第2段落中、「早期にかつ確実に検知することができる。」及び「運転員によって速やかに原子炉の停止等所要の措置がとれる。」との点は、否認ないし争い、その余は不知。

計測制御装置があるからと言って、異常の発生を早期かつ確実に検知することができるとはいえない。また、警報を発する装置があるから、措置がとれるわけではない。

第3段落中、「早期かつ確実に検知し」との点は、否認ないし争い、その余は不知。

計測制御装置があるからと言って、異常の発生を早期かつ確実に検知することができるとはいえない。

(ウ) 「(ウ) 安全保護設備の設置」に対する認否

a 「a はじめに」に対する認否

安全保護設備の設置は認めるが、その余は不知。

b 「b 原子炉緊急停止系」に対する認否

第1段落は認め、その余は不知。

c 「c 原子炉隔離時冷却系」に対する認否

第1文は認め、第2文は不知。

d 「d 主蒸気系の逃がし安全弁」に対する認否

第1段落は認め、その余は不知。

(エ) 「(エ) 安全保護設備等の総合的な妥当性の解析評価」に対する認否

第1段落中、「各々は十分な信用性を有している」との点は、争い、その余は、不知。

第2段落は、不知。

第3段落は、不知。なお、このような確認に意味がないことは、福島第一原発事故が如実に表わしている。

エ 「エ 放射性物質異常放出防止対策」に対する認否

(ア) 「(ア) はじめに」に対する認否

第1段落は否認ないしは争う。第2段落第3段落は不知。

(イ) 「(イ) 非常用炉心冷却系」に対する認否

不知。

(ウ) 「(ウ) 原子炉格納容器及びその附属設備」に対する認否

不知。

(エ) 「(エ) 非常用ガス処理系」に対する認否

不知。

(オ) 「工学的安全施設の総合的な妥当性の解析評価」に対する認否

否認ないしは争う。

(5) 「(5) 福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策」に対する認否

ア 「ア はじめに」に対する認否

(ア) 第1段落のうち、全交流電源喪失がすべて津波によるものであること

は否認し、すべての制御棒が挿入されたことは不知、その余は認める。

外部電源喪失の一部は、地震によって生じたものである。

(イ) 第2段落は認める。

(ウ) 第3段落のうち、被告が平成23年4月に緊急安全対策及び更なる対

策の実施状況報告書を原子力安全・保安院に提出したこと、同院が平成

23年5月6日に被告が「実施した志賀発電所における緊急安全対策の

実施状況については、妥当なものと評価する。」としたことは認め、そ

の余は不知。

(エ) 第4段落は否認ないし争う。

(オ) 第5段落のうち、原子力安全・保安院が被告を含む原子力事業者に対

し平成23年6月7日に万一炉心の重大な損傷に至った場合であっても

迅速に対応するための措置を講じること等を指示したことは認め、その

余は不知。

(カ) 第6段落は否認する。

これまで再三事故隠しを行っており、また、福島第一原発事故が起き

た現在もなお再稼働ありきで場当たりの対応しか行っていない被告が

今後福島第一原発事故の調査結果等に応じて適切な対応を行うことは、

想定できない。

仮に、福島第一原発事故の調査結果等に応じて適切な対応を行うとい

うことであれば、少なくとも、福島第一原発事故の事故原因がすべて明らかになって、これらに対する対応をすべて行うまで再稼働を求めることはできないはずである。

イ 「イ 緊急安全対策」に対する認否

第1段落記載の対策があることは認め、その実効性については否認ないし争う。

第2段落記載の対策があることは認め、その実効性については否認ないし争う。

第3段落のうち、記載の対策があること、福島第一原発事故では格納容器ベントが電源及び作動用空気の喪失により作動せず原子炉格納容器内の減圧が困難になったことは認め、対策の実効性、志賀原発では福島第一原発事故と同様の事態にはならないことについては否認ないし争う。

第4段落は不知。

(ア) 「(ア) 緊急時の電源確保」に対する認否

第1段落は不知。

第2段落のうち、福島第一原発事故では原子炉冷却に係るすべての電源が失われたことを一因として炉心を「冷やす」機能が喪失したものとされていることは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「(イ) 緊急時の最終的な除熱機能の確保」に対する認否

第1段落は不知。

第2段落は不知。

第3段落のうち、福島第一原発事故では原子炉冷却に係る注水がうまくいかず、また、注水のための水源も不足していたものとされていることは認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 「(ウ) 緊急時の使用済燃料貯蔵プールの除熱機能の確保」に対する認否

第1段落は不知。

第2段落のうち、福島第一原発事故では全交流電源が失われ使用済核燃料貯蔵プールの除熱に係る機能の喪失に至ったものとされていることは認め、その余は否認ないし争う。

(エ) 「(エ) 原子炉建屋への海水侵入を防止するための機能の確認」に対する認否

不知。

ウ 「ウ 更なる対策」に対する認否

本文のうち、被告が講じていると主張する更なる対策については不知、その余は否認ないし争う。

(ア) 「(ア) 電源確保」に対する認否

不知。

(イ) 「(イ) 除熱機能の確保」に対する認否

不知。

(ウ) 「(ウ) 発電所敷地内等への浸水防止対策」に対する認否

不知。

(エ) 「(エ) 防災時のその他強化策」に対する認否

不知。

エ 「エ 事故収束対策」に対する認否

本文は不知。

(ア) 「(ア) 水素爆発防止対策」に対する認否

不知。

(イ) 「(イ) がれき撤去用等の重機の配備」に対する認否

不知。

(6) 「(6) 原子力防災」に対する認否

ア 第1段落は、否認する。

被告が実際に原子力防災の措置を講じていること自体否認するものであるが、仮に被告が講じていると主張している原子力防災の措置が講じられていたとしても、それは以下のべるように不十分なものである。

イ 第2段落は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の存在とその目指すところは認め、その余は否認する。

本件原子力発電所における安全対策として、原災法に基づいた安全対策を講じただけでは、原子力防災の対策として不十分であることは、福島第一原子力発電所の事故により明らかである。原災法は、原子力災害について、地震・津波などの通常の災害とは異なる対応策を規定しており、原子力災害と通常の災害の両者が同時に発生する場合を想定していない。そのため、原子力災害が地震・津波という自然災害により引き起こされた福島第一原子力発電所の事故においてさまざまな混乱が生じ、国会事故調査委員会の報告書においても複合災害にも対応できるような法整備の必要性が提言されている。

ウ 第3段落は、認める。

なお、原災法上、官邸、政府、地方自治体、原子力事業者の各当事者の役割分担の詳細が明確に定められていないため、福島第一原子力発電所の事故において、さまざまな混乱が生じ、その法整備の必要性が国会事故調査委員会の報告書で指摘されている。

エ 第4段落は、不知。

なお、上記のように見直しの必要性のある原災法に従った原子力事業者防災業務計画を作成したとしても、基となる法律が不十分なものである以上、原子力防災対策としては不十分である。

オ 第5段落は、不知。

なお、上記のように見直しの必要性のある原災法に従った原子力事業者防災業務計画に定めた防災訓練を行っていたとしても、基となる法律が不

十分なものである以上、原子力防災としては不十分である。

3 「3 新耐震設計指針に基づく本件原子力発電所の耐震安全性評価」に対する認否

(1) 「(1) 耐震設計審査指針改定の経緯」に対する認否

第1段落は、不知。

第2段落は、新耐震設計審査指針が決定された事実は認めるが、その余の事実は不知。

耐震安全性に係る安全審査指針類については最新の知見等を反映していないからこそ、福島第一原子力発電所の事故を招いたものである。

(2) 「(2) 耐震バックチェックの実施に係る経緯」に対する認否

第1段落ないし第4段落は、不知。

第5段落のうち、能登半島沖地震が発生した事実及び新潟県中越沖地震が発生した事実は認めるが、その余の事実は否認する。能登半島沖地震及び新潟県中越沖地震で得られた知見が耐震バックチェックに反映されていれば、福島第一原子力発電所の事故は生じなかった。

第6段落は不知。

(3) 「(3) 耐震バックチェックの基本方針」に対する認否

不知。

(4) 「(4) 本件原子力発電所の耐震バックチェック状況」

第1段落及び第2段落は、不知。

第3段落は、否認ないし争う。

中間報告は、耐震設計の最も重要な部分であり、多重防護に係る機能維持を確認することができる内容になっていない。中間報告の評価によって、本件原子力発電所の耐震安全性が十分に判断できるものではない。

第4段落は、否認ないし争う。

本件2号機の耐震バックチェック中間報告書の内容は、東北地方太平洋沖

地震や福島第一原子力発電所の事故を踏まえた現在では、時代遅れの不当なものである。

第5段落は、本件1号機についての耐震バックチェック本報告書が原子力安全・保安院に提出された事実は認めるが、その余は不知。

(5) 「(5) 本件原子力発電所の耐震バックチェック」に対する認否

ア 「ア はじめに」は不知。

イ 「イ 地質調査と活断層評価」について

(ア) 本文は不知。

(イ) 「(ア) 敷地周辺地域」の「a 調査内容」は不知。

(ウ) 同「b 調査結果」について

a 本文のうち、旧耐震指針及び新耐震指針の内容は認め、その余は不知。

b (a)について

本文は不知ないし否認する。なお、第一段落について、被告が「詳細な」調査を行ったという評価の部分については争う。

i について、坪山―八野断層が邑知潟南縁断層帯とずれの向きが逆であることは認め、その余は不知。

ii は不知ないし否認する。後に詳述するが、富来川南岸断層については、現行の耐震指針によっても設計上考慮しなければならない活断層である。

c (b)は不知。

(エ) 「(イ) 敷地周辺海域」の「a 調査内容」は不知。

(オ) 同「b 調査結果」について

a (a)について

本文は不知。

i について、笹波沖断層帯の最新活動が能登半島地震であること

は認め、その余は否認する。近い将来に能登半島地震のような地震が発生する可能性が低いと推定している部分については争う。

ii について、笹波沖断層帯（西部）が、後期更新世以降の活動の可能性があるとする部分は認め、その余は不知。

iii について、海士岬沖断層帯が、後期更新世以降の活動の可能性があるとする部分は認め、その余は不知。

iv について、羽咋沖西撓曲及び羽咋沖東撓曲が、後期更新世以降の活動の可能性があるとする部分は認め、その余は不知。

b (b)について

本文は不知

i について、猿山岬北方沖断層が後期更新世以降に活動の可能性があるとすることは認め、その余は不知。

ii について、珠洲岬沖断層が後期更新世以降に活動の可能性があるとすることは認め、その余は不知。

(カ) 「(ウ) 敷地近傍」の「a 調査内容」は不知。

(キ) 同「b 調査結果」について

a 本文は不知。

被告は敷地近傍の活断層はいずれも耐震設計に考慮する必要はないと判断しているが、本件原子炉の近傍どころか直下にはS-1断層があり、これを考慮しないというのは著しく不当である。

b (a)について

不知ないし否認する。

福浦断層については、S-1断層などと連動する可能性があり、耐震設計上考慮しないということはいくつかできない。

c (b)について

不知ないし否認する。

仮に兜岩沖断層が後期更新世以降に活動していなかったとしても、最低過去40万年以内に動いた可能性があれば、耐震設計上考慮する必要がある。

(ク) 「(エ) 敷地」について

aは知らないし否認する。「詳細な」調査を実施したという部分については評価を争う。直下に走るS-1断層を調査内容に含めていない時点で、調査はずさんなものであったと言わざるを得ない。

bは知らないし否認する。本件敷地の直下にはS-1断層が存在している。

(ケ) 「(オ) 小括」について

知らないし否認する。

被告は、とうてい「詳細で入念」な調査を行い、耐震設計に考慮すべき活断層を「慎重に」評価したとは言えず、調査及び活断層の評価はずさんなものであった。

ウ 「ウ 地震の調査と評価」について

(ア) 本文は不知。

(イ) 「(ア) 過去の地震」について

能登半島地震の規模、震源位置、震源の深さ、各地の震度については認め、その余は知らないし否認する。

また、別表1について、記載されている地震の名称と発生年月日についてはおおむね認めるが、被告記載のマグニチュードは、低めに見積もられている(たとえば、天正地震についてはマグニチュード7.8ではなく8.1であったとする見解があり、濃尾地震についてはマグニチュード8ではなく、8.4とする見解がある)。万一に備えた耐震設計をするうえで、過去の地震の強さが不明ならば最大限強く見積もるべきであり、このように軽く見積もるといふ被告の姿勢には問題がある。

(ウ) 「(イ) 地震発生様式」について

本文のうち、被告の用いたように、地震の発生様式として3つに分類する方式があることは認め、その余は不知。

aのうち、前記(ア)で列挙した地震が内陸地殻内地震と分類されることは認め、その余は不知。

bは認める。

cの第1ないし第2段落は認め、第3段落について、本件敷地周辺に火山が存在するか否かは不知。

dは不知。

(エ) 「(ウ) 敷地周辺の地震発生層」は不知。

エ 「エ 基準地震動S<sub>s</sub>の策定」について

(ア) 本文は不知。

(イ) 「(ア) 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について

本文は不知。

aは不知ないし否認する。被告は、検討用地震として笹波沖断層(東部)及び同断層(西部)については連動の可能性があるとしているが、その余の断層とも連動する可能性があるのに、この可能性を考慮していない。単に笹波沖断層のみを検討用地震とするのでは、検討の意味がない。

bは不知。

(ウ) 「(イ) 震源を特定せず策定する地震動」について

a aについて、第一段落は認め、その余は不知。

b bについて、(a)は認め、(b)は否認ないし争う。

原告が、長野県西部地震等を列挙したのは、本件耐震バックチェックにおいてこれらの地震を考慮すべき地震とすべきだった、という主張をするためではなく、あくまで活断層が確認できない場所で、

過去に大規模な地震が起こった事実がある、ということを説明するためにすぎない。

また、中央防災会議における議論を紹介したのは、専門家の中にも原告らと同様、活断層のない場所で大規模地震が発生しうる見解を持つ有識者がいるということの根拠づけのためであって、中央防災会議に結論に従う意向ではない。

c cについて、(a)は認め、(b)は知らないし争う。

(エ) 「(ウ) 基準地震動S sの策定」は不知。

オ 「オ 主要施設の耐震安全評価」について

(ア) は不知。

(イ) は知らないしは否認する。

(6) 「(6) 耐震バックチェック実施後に得られた知見への対応」に対する認否  
柱書部分は不知。

ア (ア) は認める

ア (イ) は不知。

イの第1段落は認める。同イの第2段落のうち、富来川南岸断層は本件耐震安全性評価に考慮する必要のない断層であるという部分は否認し、その余は不知。

ウは不知。

エ (イ) のうち、富来川南岸断層は本件耐震安全性評価に考慮する必要のない断層であるという部分は否認し、その余は不知。

(7) 「(7) 小括」に対する認否

第1段落は不知。第2段落は争う。

第5 「第5 本件原子力発電所の必要性」に対する認否

1 1(1)について

日本にとって、エネルギー資源の安定確保及びエネルギーの安定供給が重要課題の一つであることは認め、その余は概ね否認ないし争う。

ウラン資源の供給余力には限界があり、原子力発電がエネルギーの供給安定性に優れているとはいえない。

## 2 1(2)について

(1) 第1段落は、一般論としては認める。

ただし、エネルギーコストの持続的な低減及び価格の安定は、放射性物質による被ばく、環境汚染、生活破壊等の甚大な被害と比較衡量し得る要素とはならない。

(2) 第2段落は、否認する。

(3) 第3段落は、否認する。

(4) 第4段落のうち、原子力発電について、発電コストに占める燃料費の割合が火力発電に比べて小さいことから発電コストが燃料費の値上り等の価格変動に左右されにくいという特徴があることは認め、価格の安定性に優れていることは否認する。

## 3 1(3)について

(1) 第1段落は、一般論としては認める。

(2) 第2段落のうち、原子力発電が核分裂反応時に二酸化炭素を排出しないことは認め、その余は否認ないし争う。

(3) 第3段落のうち、太陽光発電及び風力発電が発電時に二酸化炭素を排出しない発電方法であること、その出力が気象条件に左右されるという特徴があることは認め、その余は否認する。

## 4 2について

(1) 第1段落のうち、原子力の電源が使用できないとなると（電源の）安定供給、経済性及び環境保全に大きな影響を与える ということは否認し、その余は概ね不知。

- (2) 第2段落のうち、本件原子力発電所は被告の唯一の原子力発電所であること、その発電設備容量が（整流板を設置しての運転の場合は）合計174万6000キロワットであることは認め、その余は不知。
- (3) 第3段落は、否認ないし争う。
- (4) 第4段落は、否認ないし争う。

以上